



8月22日(火)に「宮崎県いじめ問題子供サミット」をオンラインで開催し、「いじめの未然防止取組推進校」7校の実践発表と意見交換を行いました。  
このサミットは、推進校のいじめ防止に対する考えや取組を県内に広めることにより、いじめをなくそうとする取組を県全体で充実させることをねらいとしています。是非、各推進校の取組(別紙)を自校における取組の参考にさせていただきたいと思ひます。



令和5年度推進校  
日南市立吾田東小学校  
日南市立吾田中学校  
三股町立三股西小学校  
三股町立三股中学校  
美郷町立南郷小学校  
高千穂町立高千穂中学校  
県立宮崎西高等学校附属中学校



各推進校のいじめ問題子供サミットでの「いじめの未然防止取組発表」について

「いのちの教育週間(7月1日~7日)」にあわせた取組だけでなく、年間を通した日常的な取組の実践が数多くあった。

特に、よりよい人間関係づくりを目指した取組について、各推進校が実態に応じた内容を検討し、実践していた。

審査の結果、来年1月に開催予定の「全国いじめ問題子供サミット」参加校は、**県立宮崎西高等学校附属中学校**に決定

いじめへの組織的対応について



いじめ対応については、未然防止の取組に加え、「早期発見・早期対応」を「組織的に」行いましょう。

「仲間はずれ、無視、陰口」  
された経験がある...**9割** した経験がある...**9割**  
(R3国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター)

このことから

いじめは  
**どの学校でも、どの子どもにも起こり得る**  
**早期発見・早期対応のための積極的認知が必要**

積極的認知は早期対応が目的だが...

全国では、重大事態となった多くの事案で、教職員の抱え込みが見られる(総務省:H30.3.16)

法で学校に「組織」を置くことが決まっているのは、抱え込みを防ぐため。

区分(全66事案)	学校等のいじめ対応における課題等の例
いじめの認知等 37事案(56%)	・教職員が、いじめの定義を理解していなかった。 ・この程度は悪ふざけやじゃれあいで問題ない、また、本人が「大丈夫」と言えばいじめではないという認識だった。
学校内の情報共有 40事案(61%)	担任が、生徒から相談があったにもかかわらず、いじめの問題として学校内の情報共有をしていなかった。
組織的対応 42事案(64%)	被害児童への聞き取り等について、学校として対応の仕方が共有されておらず、 <b>全て担任任せ</b> であった。
アンケートの活用 18事案(27%)	アンケートに「いじめがある」と回答があった際の具体的な対応の取り決めがなく、活用されなかった。
教員研修 30事案(46%)	いじめに焦点を当てた教職員等の指導力向上のための研修が開催されなかった。

- 「教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。」
- 「事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。」

【いじめの防止等のための基本的な方針(H25.10.11 文科大臣決定 最終改定 H29.3.14)より】

各学校における「いじめ・不登校対策委員会」等の組織を効果的に機能させることが重要で



県教育委員会では、R2年度「いじめの認知から解消までのガイドライン」を作成し、教育ネットひむかにアップしています。組織的対応に向け、各学校における研修等で御活用ください。

